

奈 情 審 第 8 5 号
令和6年3月25日

奈良市教育長 様
(審査庁担当課 教育部教育政策課)

奈良市情報公開審査会
会長 浜口 廣久

行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について（答申）

令和3年11月4日付け奈教政第58号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第03-14号】

審査請求人が令和2年6月9日付けというところの令和3年6月9日の奈教中図第7号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に係る審査請求について

(別紙)

答申：行文第 7 6 号

諮問：行文第 0 3 - 1 4 号

答 申

第 1 審査会の結論

奈良市教育長が行った、令和 3 年 6 月 9 日付け奈教中図第 7 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分については、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 3 年 4 月 1 5 日付けで奈良市情報公開条例（平成 1 9 年奈良市条例第 4 5 号。以下「**条例**」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市教育長（以下「**処分庁**」という。）に対して、奈良市立中央図書館において令和 3 年 4 月 1 日付けで人事異動のあった職員の事務引継書についての行政文書開示請求（以下「**本件開示請求**」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、奈良市立中央図書館において、令和 3 年 4 月 1 日付けでの人事異動に伴って作成された事務引継書 5 件を対象行政文書（以下「**本件対象行政文書**」という。）として特定した。

3 処分庁の決定

処分庁は、本件対象行政文書のうち、職員個人の情報を特定の個人を識別できる条例第 7 条第 2 号に該当する情報、また、実施する事業に関する情報を事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある条例第 7 条第 6 号に該当する情報として、部分開示決定処分（以下「**本件処分**」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 3 年 9 月 8 日に、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、奈良市教育長に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

5 本件通知書

本件処分の通知書（以下「**本件通知書**」という。）の文書日付けは、令和 2 年 6 月 9 日と記載されていたが、本件通知書の発出の時期から、令和 3 年を令和 2 年と誤記したものであることは明らかであるから、本件においては令和 3 年

6月9日とする。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

開示決定した文書が誰の引継書か不明確で、特定から除外した文書を特定できないため、文書の特定誤り否定できず、理由提示に不備がある。

(2) 意見書

ア 問題の所在

実施機関は、条例第7条により請求対象文書をすべて開示決定しなければならないが、その一部を情報提供する場合は、決定前に補正で請求対象から除く必要がある。また、開示決定通知書の開示する行政文書の件名には、他と区別することのできる行政文書名が記載されていないとすれば、審査請求に支障が生じる。審査請求人が令和2年度に請求した際は、前任者、後任者の氏名を連記した事務引継完了届を決定通知書に記載していた。本件処分通知書の行政文書の件名欄の記載は、開示請求書の請求内容とほぼ同じで、同様の記載が備考欄にもあり、開示請求に対して誰の引継書を特定し、誰の引継書を情報提供として開示決定から除いたのか記載されていない。

イ 本件審査請求について

令和3年4月1日付け人事異動により、中央図書館では少なくとも館長、主査、主任の異動があった。しかし、他に異動があったとの確認ができないので、中央図書館職員の令和3年4月1日付けの異動に係る引継文書すべてを請求した。開示請求があれば、実施機関は特定した文書名を開示決定通知書に記載するのが通常であり、本件でいえば、特定した職員の引継書の名称を決定通知書に記載する。本件開示決定で特定された文書は開示請求書の請求内容とほぼ同じで、備考欄に令和3年4月1日付け異動に係る事務引継書を情報提供する旨が記載されている。よって、開示決定通知書の記載だけでは、何を特定し、何を除外したかの区別がはっきりせず、不服申立てに支障が生じ、理由提示に不備があるとして審査請求を行った。

ウ 文書特定

処分である開示決定において請求対象文書すべてを特定しなければなら

ないが、備考欄の記載によると、開示決定から除外したものと推認される。すべてを開示決定していないならば違法な処分である。

エ 弁明書について

開示決定通知書の記載から、開示決定で特定した文書と情報提供するとした文書が同じものかどうかの判断ができない。よって、開示決定から漏れた事務引継書が把握できないので、文書の特定不足を理由とする不服申立に支障が生じるから、理由提示に不備がある。

開示請求に対して、実施機関は行政文書の開示の実施を行う義務がある。開示決定通知書の開示の日時欄は空白で、備考欄に開示の日時を改めて調整することが記載されていた。しかし、実施機関より連絡がないため、令和3年6月30日から7月9日までの間で4回にわたって日程調整のメールを送付したが、実施機関が日程調整に応じず、開示の実施を行わない、又は、開示の実施を拒否したと判断せざるを得なかった。

6月9日の開示決定以降、6月11日、18日、25日、7月2日、9日、16日、23日、30日、8月6日、13日、20日、27日、9月3日と、9月7日に中央図書館を訪れたが、実施機関から日程調整はなかった。審査請求人は、総務課にも隔週火曜日に来庁し、6月9日の開示決定以降9月7日の本件審査請求までに、6月14日、29日、7月13日、14日、27日、8月10日、24日に来庁したから、総務課と情報共有している処分庁が、総務課と調整して開示の実施を行うことは十分できたがしなかった。日程調整に応じなかったのは処分庁である。

開示決定通知書の記載は、開示請求書の請求内容とほぼ同じで、開示決定通知書の備考欄の記載と同様である。これから、処分庁が誰の事務引継書を特定したのか不明確であるだけでなく、誰の事務引継書を情報提供するとして開示決定から除いたのか定かでない。よって、請求対象文書をすべて特定したか判断できず、不服申し立てに支障が生じるから理由提示に不備がある。処分庁は弁明書において、事務引継完了届の写し5点を特定したとするが、開示決定通知書には特定した文書名の記載はない。

弁明書には事務引継完了届の写しを特定したと記載されている。なぜ、原本でなく写しを特定したかの理由提示が必要であるが記載されていない。よって、原本が存在していながら特定していないという特定不足の可能性を否定することができない。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び意見書によると、処分庁の主張はおおむね次のとおりである。

1 弁明の理由

行政文書部分開示決定通知書には行政文書の件名として、「令和３年４月１日付異動に係る事務引継書（中央図書館を対象とする）」と記しており、開示決定した文書を特定している。また、不開示部分及び理由を通知書に記載しており、理由の提示に不備はない。

処分庁は、事務引継書５件を特定して、開示のための準備をしていた。しかし、審査請求人が開示の日程調整に応じず、開示が実施できていない。

2 意見書

令和３年４月１日付けでの人事異動により作成した事務引継書すべてを特定しており、また、弁明書に対象行政文書の写しを特定したとしたが、そうではなく原本として特定しているものである。

3 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は存在しない。

第５ 審査会の判断

審査請求人及び処分庁それぞれの主張を踏まえ、審査した結果、次のとおり判断した。

1 争点

審査請求人は、本件通知書の記載から本件処分において特定された行政文書が不明確であって、開示請求した行政文書がすべて特定されたのかどうか判断できないことにより、本件処分理由の提示が不十分である旨主張している。また、審査請求人の提出した意見書からは、本件通知書の記載や処分庁の弁明を踏まえると本件開示請求において特定すべき行政文書を特定していない違法があるという趣旨の主張も含まれているものと解される。

2 判断

本件通知書における「行政文書の件名」の欄は、審査請求人及び処分庁それぞれの主張に基づけば、開示請求に対して特定した行政文書の件名を記載する部分と認められる。

当審査会が本件通知書を見分したところ、通知書の「行政文書の件名」の欄には、「令和３年４月１日付異動に係る事務引継書（中央図書館を対象とする）」と記載されており、誰の誰に対する事務引継書であるかという具体は明確でないとしても、「事務引継書」という文言から、いかなる行政文書を特定したのかは推知することができる。そして、処分庁は、弁明書において、事務引継完了届５件を特定したと説明していることから、本件通知書の記載と実際に特定した行政文書の件名に大きな齟齬は認められない。このことを踏まえると、本件通知

書は、特定した行政文書の記載が具体性を欠くものではあるが、審査請求人の主張するような理由提示が不十分であるとまでは言えない。

また、処分庁は意見書において、人事異動により作成した事務引継書のすべてを原本で特定したと説明しているが、この説明に不自然不合理な点はなく、他に文書の存在を窺わせる特段の事情も見当たらないことから、本件処分においては開示請求の対象文書をすべて特定していると認めるのが相当である。

3 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和3年11月4日	審査庁から諮問を受けた。
令和5年11月28日	令和5年度第7回審査会 1 事務局から概要説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和6年1月16日	令和5年度第9回審査会 事案の審議を行った。
令和6年2月15日	令和5年度第10回審査会 事案の審議を行った。
令和6年3月11日	令和5年度第11回審査会 答申案のとりまとめを行った。
令和6年3月25日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石 黒 良 彦	弁護士	
上 田 健 介	上智大学法学部教授	会長職務代理者
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
中 谷 祥 子	弁護士	
浜 口 廣 久	弁護士	会長